

茨城県報

号外第 33 号

平成 3 年 3 月 18 日

月 曜 日

目 次

告 示

(選挙管理委員会)

●茨城県知事選挙において確認書を交付した政党その他の政治団体……………	1
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数……………	2

告 示

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第22号

平成 3 年 4 月 7 日に行われる茨城県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 201 条の 9 第 1 項ただし書の規定の適用を受けるものとして確認書を交付した政党その他の政治団体は、次のとおりである。

平成 3 年 3 月 18 日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

政治団体名	代表者氏名	事務所所在地	支援候補者	確認書交付 年 月 日	確 認 書 交付番号
豊かな茨城 をつくる会	坂 本 常 蔵	水戸市城南 3 丁目 9 番 12 号	竹 内 藤 男	平成 3 年 3 月 1 8 日	1
明るい民主県 政をつくる会	福 永 満 雄	水戸市赤塚 1 丁目 2029－95	鈴 木 武	平成 3 年 3 月 1 8 日	2

茨城県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成 3 年 3 月 18 日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 41,671人
- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 41,671人
- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 694,508人
- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

水戸市選挙区	56,917人
日立市選挙区	53,413人
土浦市選挙区	30,971人
古河市選挙区	14,426人
石岡市選挙区	12,530人
下館市選挙区	15,953人
結城市選挙区	12,866人
竜ヶ崎市選挙区	13,824人
那珂湊市選挙区	8,301人
下妻市選挙区	8,190人
水海道市選挙区	10,433人
常陸太田市選挙区	9,518人
勝田市選挙区	26,227人
高萩市選挙区	8,652人
北茨城市選挙区	12,780人
笠間市選挙区	7,756人
取手市選挙区	19,482人
岩井市選挙区	10,530人
牛久市選挙区	14,093人
東茨城郡南部選挙区	30,340人

東茨城郡北部選 挙 区	6,644 人
西 茨 城 郡 選 挙 区	17,173 人
那 珂 郡 選 挙 区	31,806 人
久 慈 郡 選 挙 区	13,046 人
鹿 島 郡 選 挙 区	44,758 人
行 方 郡 選 挙 区	18,604 人
稲 敷 郡 選 挙 区	33,943 人
新 治 郡 選 挙 区	32,526 人
筑 波 郡 選 挙 区	33,199 人
真 壁 郡 選 挙 区	19,925 人
結 城 郡 選 挙 区	13,601 人
猿 島 郡 選 挙 区	31,284 人
北相馬郡選 挙 区	20,806 人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 694,508 人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事，出納長，県選挙管理委員，県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 694,508 人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 694,508 人

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)